

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月8日

【四半期会計期間】 第106期第3四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【最寄りの連絡場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第105期 第3四半期 連結累計期間	第106期 第3四半期 連結累計期間	第105期
会計期間		自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
売上高	(百万円)	161,602	182,739	221,770
経常利益	(百万円)	20,206	29,605	31,701
四半期(当期)純利益	(百万円)	11,420	20,472	19,862
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	9,428	22,926	14,170
純資産額	(百万円)	177,237	194,499	181,774
総資産額	(百万円)	209,184	230,303	216,000
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	121.80	220.83	211.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	84.5	84.2	83.9

回次		第105期 第3四半期 連結会計期間	第106期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	48.16	56.36

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 第105期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成23年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におきましては、米国では追加的景気刺激策としてFRB（米連邦準備制度理事会）がQE3（量的金融緩和政策第3弾）を決定したり、雇用情勢が一層悪化する欧州ではECB（欧州中央銀行）がユーロ圏の重債務国の国債を購入するなど新たな財政支援策がとられたものの、牽引役であった中国の経済成長も8%台を割り込み、世界経済は総じて停滞色の強い状況が続きました。

一方、国内におきましては、東日本大震災に伴う復興需要を背景に緩やかな景気回復の動きが見られたものの、為替相場は引き続き円高基調で推移し、また、一部原発の再稼動がなされたものの電力供給不安など、企業を取り巻く環境は厳しい状況が続く結果となりました。

このような状況のもと、当社グループは、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよるこびに貢献する。」を使命に、健康志向や環境保全意識の高まりといった追い風の中、こころ躍る製品づくりを通じ、より豊かな自転車ライフ・フィッシングライフのご提案をしております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は182,739百万円（前年同期比13.1%増）、営業利益は31,840百万円（前年同期比40.0%増）、経常利益は29,605百万円（前年同期比46.5%増）、四半期純利益は20,472百万円（前年同期比79.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

自転車部品

主力市場である欧州では、春先の天候不順による停滞があったものの、7月後半からの好天の後押しもあり、小売店ではほぼ昨年並みの販売を維持することができました。北米では、暖冬と安定した春の天候による好調な販売はその後一段落したものの、前年以上の販売を維持しています。また、昨年来大きく伸びた中国のスポーツタイプ自転車需要は、中国景気のピークアウト観から年後半の販売減速が懸念されるものの、足元は成長を継続しています。そして、東南アジア、南米においては、スポーツタイプ自転車の需要が伸びています。一方、日本での小売店販売は、低調に推移しています。

このような市場環境のもと、当社からの出荷はほぼ予定どおり進み、第2四半期に投入したマウンテンバイクコンポーネントの「SLX」やロードバイクコンポーネントの「SORA」、「Tourney A070」をはじめとする新製品は、引き続き好調な販売を継続しております。加えて、第3四半期に投入したロードバイクコンポーネント最高峰の「DURA ACE」、トレッキングバイクコンポーネント「Deore LX」も好評で多くのご注文をいただいております。

この結果、当セグメントの売上高は146,229百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益は29,821百万円（前年同期比40.6%増）となりました。

釣具

国内市場では、記録的な大雨や大型台風などが九州を中心に西日本に上陸するなど、例年になく天候不順が続いたことにより小売販売は厳しい状況が続きました。

しかしながら、当社製品は、不透明な市場環境の中、電動リールや高級スピニングリール、ルアー釣り用ベイトキャスティングリールが堅調に販売を伸ばすことができ、船釣り用や磯釣り用、ルアー釣り用のロッドなども売上を伸ばしました。

一方、海外市場では、欧州での販売が政府債務問題による景気後退の影響を受け、また北米においても猛暑日が続いたりハリケーンが発生したりなど厳しい天候の影響を受けたものの、豪州地域が継続して好調に推移したこともあり、全体としては売上を伸ばしました。

この結果、当セグメントの売上高は36,186百万円（前年同期比11.6%増）、営業利益は2,198百万円（前年同期比27.0%増）となりました。

その他

当セグメントの売上高は323百万円（前年同期比29.6%減）、営業損失は179百万円（前年同期は営業損失194百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産は230,303百万円(前連結会計年度比14,303百万円の増加)となりました。これは、商品及び製品が7,315百万円、建設仮勘定が3,278百万円、建物及び構築物が2,636百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は35,804百万円(前連結会計年度比1,578百万円の増加)となりました。これは、買掛金が1,480百万円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は194,499百万円(前連結会計年度比12,724百万円の増加)となりました。これは、利益剰余金が10,196百万円、為替換算調整勘定が2,257百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、当社グループの企業価値の源泉は、お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、グローバルなサービス体制、並びにグループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i)お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、()個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び()個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応じた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、当社は、BRICsを初めとする発展著しい国々が現れていることから、当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する潜在的な需要は今後も増加するものと考えております。そのような背景の中、当社は、コア・コンピタンスの強化、自転車文化・

釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

()コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役1名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部統制推進室を設置し、内部監査部門としてコンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、昭和47年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会及び同年3月30日開催の第104期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を一部改訂した上、更新することを決議いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的内容の概要は以下のとおりです。

(i)本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

()本プランの概要

本プランは、以下の(a)若しくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行うおとす者を「買付者等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、買付等に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買付等の内容の検討や当社取締役会の代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買付者等による買付等が本プランに定められた手続を遵守しない買付等である場合や買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ、本プラン所定の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することが相当であるとき等本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときには、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

また、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に際して予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合等の一定の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を召集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

本新株予約権には、当社以外の当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられ、本新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

また、本新株予約権には、一定の例外事由が存する場合を除き、買付者等及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項等が付されております。

本プランの有効期間は、原則として、第104期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

(3)具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(A)基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿

い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(B)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されたものであり、また、一定の場合に、本プランの発動に際して株主の皆様のご意思を確認することができるほか、株主総会決議により廃止できるものとされていること等、株主意を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により本プランの発動に際しての実質的な判断がなされ、また、その判断の概要は株主の皆様に対して情報開示がなされること、合理的な客観的な要件が充足されなければ本プランは発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を受けることができるものとされていること、及びデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、取締役の解任要件を加重していないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は7,615百万円であり、ます。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	262,400,000
計	262,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月8日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	92,720,000	92,720,000	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	92,720,000	92,720,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		92,720		35,613		5,822

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年6月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,700	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,640,700	926,407	同上
単元未満株式	普通株式 66,600	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	92,720,000	-	-
総株主の議決権	-	926,407	-

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己株式41株が含まれます。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社シマノ	堺市堺区老松町3丁77番地	12,700	-	12,700	0.01
計	-	12,700	-	12,700	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	82,252	82,134
受取手形及び売掛金	25,189	23,173
商品及び製品	19,269	26,584
仕掛品	14,971	16,442
原材料及び貯蔵品	4,419	4,605
繰延税金資産	1,878	2,149
その他	3,168	3,145
貸倒引当金	306	244
流動資産合計	150,842	157,991
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	17,046	19,683
機械装置及び運搬具（純額）	11,031	11,085
土地	11,152	11,148
リース資産（純額）	47	391
建設仮勘定	3,733	7,012
その他（純額）	3,784	4,122
有形固定資産合計	46,797	53,443
無形固定資産		
のれん	3,737	3,478
ソフトウェア	1,610	1,687
その他	2,758	2,630
無形固定資産合計	8,106	7,797
投資その他の資産		
投資有価証券	6,714	7,463
繰延税金資産	1,472	1,573
その他	2,554	2,536
貸倒引当金	488	501
投資その他の資産合計	10,253	11,071
固定資産合計	65,157	72,312
資産合計	216,000	230,303

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,750	9,230
短期借入金	4,136	3,915
未払法人税等	3,608	4,858
繰延税金負債	298	238
賞与引当金	1,217	1,976
役員賞与引当金	161	123
その他	9,631	9,580
流動負債合計	26,803	29,923
固定負債		
長期借入金	2,928	1,436
繰延税金負債	784	772
退職給付引当金	2,425	2,515
役員退職慰労引当金	1,130	-
その他	152	1,156
固定負債合計	7,422	5,880
負債合計	34,225	35,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,613	35,613
資本剰余金	5,822	5,822
利益剰余金	159,597	169,793
自己株式	124	46
株主資本合計	200,908	211,182
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	47	187
為替換算調整勘定	19,767	17,509
その他の包括利益累計額合計	19,719	17,321
少数株主持分	584	638
純資産合計	181,774	194,499
負債純資産合計	216,000	230,303

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	161,602	182,739
売上原価	104,880	114,692
売上総利益	56,721	68,047
販売費及び一般管理費	33,981	36,206
営業利益	22,740	31,840
営業外収益		
受取利息	490	578
受取配当金	473	275
その他	340	505
営業外収益合計	1,303	1,358
営業外費用		
支払利息	205	250
為替差損	2,635	3,040
その他	996	302
営業外費用合計	3,837	3,593
経常利益	20,206	29,605
特別損失		
投資有価証券評価損	1,351	-
工場建替関連費用	524	433
特別損失合計	1,875	433
税金等調整前四半期純利益	18,330	29,172
法人税、住民税及び事業税	6,556	9,216
法人税等調整額	308	579
法人税等合計	6,865	8,636
少数株主損益調整前四半期純利益	11,465	20,536
少数株主利益	44	63
四半期純利益	11,420	20,472

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	11,465	20,536
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	383	140
為替換算調整勘定	2,420	2,250
その他の包括利益合計	2,037	2,390
四半期包括利益	9,428	22,926
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,425	22,870
少数株主に係る四半期包括利益	3	56

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
<p>連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 等、連結子会社27社の事業年度末日は従来11月30日でありましたが、当連結会計年度から、事業年度末日を12月31日へ変更しております。これにより当第3四半期連結累計期間は10ヶ月としております。この結果、売上高2,858百万円、営業利益1,591百万円、経常利益1,719百万円、税金等調整前四半期純利益1,719百万円それぞれ増加いたしました。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間において、Shimano Oceania Holdings Pty.Ltd. は Dunphy Holdings Pty.Ltd. から、Shimano Australia Fishing Pty.Ltd. は Dunphy Sports/Fishing Imports Pty.Ltd. から、Shimano Australia Cycling Pty.Ltd. は Shimano Australia Pty.Ltd. からそれぞれ社名を変更しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
<p>1 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>2 当社及び国内連結子会社2社は、平成24年3月開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、本制度の廃止に伴い退職慰労金を打切り支給することを決議いたしました。これにより、当社は打切り支給に伴う未払額663百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<p>当連結会計年度末日が金融機関の休日であるため、期末日が満期日である手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p>	<p>当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であるため、当第3四半期連結会計期間末日が満期日である手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期末残高に含まれております。</p>
受取手形 48百万円	受取手形 23百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
減価償却費 7,306百万円	減価償却費 7,303百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 の定時株主総会	普通株式	2,859	30.50	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金
平成23年7月27日 開催の取締役会	普通株式	2,859	30.50	平成23年6月30日	平成23年9月2日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 の定時株主総会	普通株式	2,859	30.50	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年7月31日 開催の取締役会	普通株式	3,476	37.50	平成24年6月30日	平成24年9月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成24年1月18日に自己株式の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,858百万円増加しております。

また、平成24年2月8日開催の取締役会決議に基づき、平成24年2月13日に自己株式の消却を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,939百万円減少しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が46百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結
	自転車部品	釣具	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	128,712	32,431	458	161,602	-	161,602
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	128,712	32,431	458	161,602	-	161,602
セグメント利益又は損失()	21,203	1,731	194	22,740	-	22,740

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結
	自転車部品	釣具	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	146,229	36,186	323	182,739	-	182,739
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	146,229	36,186	323	182,739	-	182,739
セグメント利益又は損失()	29,821	2,198	179	31,840	-	31,840

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	121円80銭	220円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	11,420	20,472
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	11,420	20,472
普通株式の期中平均株式数(千株)	93,768	92,707

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

第106期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)中間配当については、平成24年7月31日開催の取締役会において、平成24年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額 3,476百万円

1株当たりの金額 37円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年9月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月2日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加 賀 谷 剛 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 船 越 啓 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シマノの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。